

民事介入暴力対策委員会報告

課税問題研究部会の活動と 近時の「上納金」課税の動きについて

民事介入暴力対策委員会委員 坂田 真吾 (57期) ●Shingo Sakata

当委員会は、暴力団等の反社会的勢力による民事介入暴力被害の救済を図るとともに、暴力団の弱体化を目指す法制度に関する基礎的研究を行っております。その一環として、昨年10月に暴力団の収益に対する課税問題を調査・研究する部会が立ち上げられ、暴力団における上納金に対する課税の可否を研究してまいりました★。

本年6月以降、九州の暴力団組長が、暴力団の上納金の一部を私的に流用して所得税の申告から除外していたとして、所得税法違反の容疑で逮捕、起訴されたとの新聞報道がなされています。これまで「上納金」に対して課税庁が踏み込んでいなかっただけに、当部会としても非常に注目しております。

当部会としては、理論上、暴力団組長は、上納金収入に係る所得の帰属者として所得税納税義務を負うと解しております。最高裁平成16年11月12日判決（民集58巻8号2078頁）が認定するとおり、組長は、ピラミッド型の階層的組織の頂点として、構成員を擬制的血縁関係に基づく服従統制下に置き、その意向が末端組織の構成員に至るまで伝達・徹底されること、組長は下部組織やその構成員から毎月上納金を受け取ることにより、構成員による、社会への威力を利用した資金獲得活動に基づく収益が組長に集まる構造となっていること等からすれば、上納金収入に係る所得は、その全額が組長個人に帰属しており、所得税の課税対象となると考えております。

前記の事案では、組長個人が上納金を原資

として私的に用いた金額を組長の所得であるとして逮捕、起訴に至った模様です。当部会としては、当委員会の目指すところの「暴力団からの活動資金の剥奪」ばかりでなく、「課税の公平な賦課徴収の実現」という観点からも、今回、警察等が「上納金へメスを入れた」ことを積極的に受けとめております。一方、組長の所得が私的に用いられた金額に限定されている点は、警察等としては、上納金の一部とすることにより手堅く組長の所得として認定しようという意図があるのではないかと思います。前記のとおり、本来的には、上納金収入に係る所得はその全てが暴力団組長に帰属する所得とされるべきであり、そのようにして初めて課税の公平な賦課徴収が実現できると考えております。

また、課税実務では、推計課税という所得の認定手法が一般的に認められており、暴力団のような調査困難先で、上納金の実額が判明しないような場合であっても、配下の構成員数や平均的な上納金額から上納金収入額の全体を合理的に推計し、必要経費を推計した上、所得を算出・課税することは十分可能と思われる。

当部会としては、引き続きこの件を注視するとともに、上納金に対する適切な課税手法等を調査・研究し、適宜、これらの研究成果を当委員会の活動報告の一環として、会員の皆様にお伝えしてまいりたいと考えております。 ■

★今回、この部会の活動報告として、近時の上納金課税の状況についてご説明いたします。